

1. 施設の目的及び運営の方針

(1) 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	医療法人社団 幸のめばえ
事業者の所在地	静岡市葵区日出町10-3
事業者の連絡先	054-251-0770
代表者氏名	理事長 内田玄祥

(2) 施設の概要

種別	保育所				
名称	高松めばえ保育園				
所在地	静岡市駿河区敷地1丁目22-23				
連絡先	TEL 054-236-0770 FAX 054-236-0773				
施設長氏名	園長 花森香織				
開設年月日	平成28年 4月 1日				
利用定員	(2号)	0歳児	1歳児	2歳児	合計
	(3号)	10人	10人	10人	30人
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ・医療法人が運営することにより、女性が子どもを産み、育て、女性として、母親として健康的に生きるための総合的なサポートをしていく ・児童福祉法に基づいて心身ともに健やかに育成されるよう、乳児の保育事業を行うことを目的とする 				
運営・保育方針	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもひとりひとりの人格を尊重し、自己肯定感を育てる ・子どもとの信頼関係を築き、安定した気持ちで能動的(自ら関わる力)に周囲の物事に興味を示し、関わり、自立への土台づくりをしていく 				

(3) 施設の概要

敷地	敷地全体	448.98 m ²
	園庭	63.35 m ²
園舎	構造	木造 2階建て
	延べ	193.93 m ²

(4) 主な設備の概要

設備	部屋数	面積
乳児室	1 室	33.01 m ²
ほふく室	1 室	33.01 m ²
保育室	1 室	25.15 m ²
トイレ	2 室	18.01 m ²
調理室	1 室	18.21 m ²

(5) 職員体制 (R6年4月1日 現在)

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1人	1人	人	
保育士	11人	10人	1人	
栄養士	1人	1人	人	
調理員	1人	1人	人	

(6) 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	午前7時00分～午後6時00分（11時間）
	保育短時間	午前8時30分～午後4時30分（8時間）
	保育標準時間	夕：6時00分～7時00分
	保育短時間	朝：7時00分～8時30分 夕：4時30分～6時00分
開所時間	月～金曜日	午前7時00分～午後7時00分
	土曜日	午前7時00分～午後6時00分
休業日	日曜日・祝日	
	年末年始（12月29日～1月3日）	

(7) 利用料等

利用者負担 （月額保育料）	利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担（保育料）		
実費徴収	連絡帳	全児童	180円
	雑費袋	全児童	80円
	防災頭巾	全児童	1800円
	スポーツ保険	全児童	315円
延長保育に関わる費用	保育短時間認定	7：30～8：30まで	200円
		16：30～18：00まで	200円
		18：00～19：00まで	200円
	保育標準時間認定	18：00～19：00まで	200円

(8) 提供する特定教育・保育の内容

①保育計画

歳児毎に年間、月案を作成。また、個々の発達に応じた援助の方法を計画していきます。

②食事の提供

給食等の方針	子どもの発達に必要な栄養素量を含んだものとし、発達に合わせた調理法（離乳食：中期食・後期食・完了食）、季節に食材を取り入れたものにします。
昼食及びおやつ	保護者の方へ毎月の献立表でお知らせします。 献立表を確認していただき、食べたことのない食材は事前にお家で試してみてください。
アレルギー等への対応	アレルギーなどの食事制限のある場合は事前に申し出てください。 医師の判断、指導の下、保護者の方と園で確認しながら対応させていただきます。

③健康診断

・健康診断（内科健診・歯科検診）年に2回、嘱託医が検診します。

・身体測定 毎月1回、身長・体重の測定を行います。

結果については、健康カードにてお知らせします。

④その他

子育て相談の実施

(9) 年間行事予定

月	行事内容
4月	入園式
5月	遊びの会
6月	内科検診、歯科検診、プール開き
7月	
8月	希望保育（お盆前後）
9月	個人面談、遊びの会
10月	交通教室
11月	総合避難訓練
12月	クリスマス会、内科検診、歯科検診、希望保育（年末年始）、 休園日（12/28～1/3）
1月	遊びの会
2月	節分豆まき、
3月	巣立ちの日、希望保育（めろん組のみ）

(10) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

利用者の決定	市が行う利用調整による
退園理由	<ul style="list-style-type: none">・3号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む。）・保護者から退園の申出があったとき・利用継続が不可能であると市が認めたとき・その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき
利用に当たっての留意事項	<ul style="list-style-type: none">・熱が37.5℃～38.0℃以上ある場合は登園を控えてください。 登園後に37.5℃～38.0以上の発熱、嘔吐下痢などの感染症が予想される場合にはお迎えの連絡をさせていただきます・発熱・嘔吐下痢などの症状があった場合は、集団感染の恐れがある為、症状が出てから24時間は、家庭で様子を見てください。また、解熱剤を使用しての登園は控えてください・園での投薬は医療行為となりますので、原則として薬の投与は行っておりません どうしても保育時間中の服用が必要な場合のみ、処方期間内の薬による与薬を承ります

(11) 嘱託医

医療機関の名称	キッズクリニックさの
所在地	静岡市駿河区敷地1丁目18-19
電話番号	054-237-1134

(12) 嘱託歯科医

医療機関の名称	静岡両替町歯科クリニック
所在地	静岡市葵区両替町1丁目6-6 3F
電話番号	054-204-2323

(13) 緊急時における対応方法

保育中に容態の急変や病状急変等の緊急事態が発生した場合には、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡を行うとともに、登園委託医へ連絡を取るなど必要な措置を講じます。

【管轄する消防署】

消防署名	静岡市消防局 駿河消防署
所在地	静岡市駿河区南八幡町10-30
電話番号	054-280-0119

【管轄する警察署】

警察署名	静岡南警察署 高松交番
所在地	静岡市駿河区高松1823-1
電話番号	054-237-4020

(14) 非常災害対策

防火管理者※	園長
消防計画届出年月日※	R3年4月30日
避難訓練	避難及び消火を想定した訓練を月1回実施します。
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器
避難場所	静岡市立高松中学校
緊急時の連絡手段	電話、LINE

(15) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	保育リーダー	詳しくは園にお問い合わせください。
相談・苦情解決責任者	園長	
第三者委員	民生委員 2名	

【要望・苦情等への対応方法】

① 苦情受付

苦情は面接・電話・書面などにより、苦情受付責任者が随時受け付けます。尚、第三者委員に直接申し出ることもできます。

② 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を、苦情解決責任者として第三者委員に報告します。(ただし苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く)
第三者委員は内容を確認し、苦情申し出人に対して報告を受けたことを通知します。

③ 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申し出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。苦情解決責任者及び、苦情申し出人は、第三者委員の意見・話し合いを求めることができます。

- ・ 第三者委員による苦情内容の確認
- ・ 第三者による解決案の調整、助言
- ・ 話し合いの結果や改善事項等の確認

(16) 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	三井住友海上
保険の内容	賠償責任保険
保険金額	1事故につき 1億円

(17) 個人情報の取り扱い

保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。